

## 日蓮聖人における仏の加護について

都 守 基 一

### 一 日蓮聖人における成仏と加護

日蓮聖人は、その遺文の処々で仏天の加護について述べておられる。また大曼荼羅本尊の中にも多くの諸尊を勧請して行者守護の証とされておられる。

聖人の仏天擁護観、いわゆる守護神信仰については、すでに宮崎英修氏の『日蓮宗の守護神』をはじめ多くの先学によって、その内容や聖人の宗教に占める位置などが明らかにされている<sup>(1)</sup>。一方、渡辺宝陽氏は本尊論究明の視座から発表された『釈迦仏・法華経』覚え書き<sup>(2)</sup>、「日蓮聖人における『三仏』帰命」<sup>(3)</sup>の中で、聖人において、本尊の中核たる釈迦・多宝・十方分身の三仏は帰依処であるとともに加護者でもあること、諸尊の守護というもその中心は三仏にあること、等を指摘された。そこで改めて遺文を繙いてみると、日蓮聖人には

十羅刹女などの諸天善神のみならず、教主釈尊や上行菩薩など仏や菩薩の加護についても多くの言及がみられることに気づくのである。

例えば『日蓮聖人御書』(文永九年五月二十五日)には、  
当<sub>レ</sub>知<sub>ル</sub> 釈迦仏・多宝仏・十方分身の諸仏、上行・無辺行等の大菩薩、大梵天王・帝釈・四王等、此女人をば影の身にそうがごとくまほり給らん。(六四七頁)  
と、三仏・地涌の菩薩・諸天が「法華経の行者女人」たる日妙尼を影の身に添うように守護したもうと述べられている。また『下山御消息』(建治二年六月)では、

釈迦・多宝・十方分身諸仏の或は共に宿し、或は衣を覆はれ、或は守護せんと、ねんごろに説<sub>カ</sub>せ給<sub>ヒ</sub>しをも、実歎虚言歎と知<sub>ル</sub>て信心をも増長せんと退転なくはげみし程に、案にたがはず、去<sub>ヌル</sub> 文永八年九月十二日に……(一三三三二頁)

と、聖人御自身、法華經に説かれた三仏の守護を恃んで退転なく弘教に励んでこられたことが回想されている。

さらに晩年、子息に先立たれた女性へ宛てた書状（『上野殿母尼御前御返事』弘安三年十月二十四日）では、

かたじけなくも釈迦・多宝・十方の諸仏のでづからみづから来り給て、昼夜十二時に守らせ給はん事のかたじけなさ申計りなし。かゝるめでたき御経を故五郎殿は御信用ありて仏にならせ給て、今日は四十九日にならせ給へば、一切の諸仏靈山浄土に集せ給て、或は手にすへ、或は頂をなで、或はいだき、或は悦び、月の始て出たるが如く、花の始てさけるが如く、いかに愛しまいらせ給らん。（一八一―四頁）と、諸仏の守護をもって故人の成仏の確証とされておられるのである。

これらの説示から、法華經の感応道交の世界の一面として、本仏釈尊の衆生利益の一環として加護―力を加えて守る・守られる―（4）ということがあつたのではないか、日蓮聖人は末法悪世に法華經を行じて自他の仏果を得るためには仏や菩薩の加被が不可欠であると考えておられたのではないか、さらに仏に守られているということをもって末代凡夫の成仏の証の一つと考えておられた

のではないか、等といった問題が提起されよう。

ここにみられるごとき仏の加護は、いわゆる守護神信仰におけるように除災・招福・延命など現世的・個別的な利益を保証される、あるいは期待する意を含んでいにして、常に仏と共にある、仏の世界に抱かれている、仏の働きかけを凡身の上に実感するといった意味で、それ自体が目的であると解せねばならないであろう。したがってこの問題は、日蓮聖人が仏の实在をいかに信認され、いかに仏と関わられたのか、といった成仏觀の視点から捉えなければならぬと思ふのである。

かかる観点より、聖人遺文にみられる加護・守護・護念・外護・衛護・救護・加被・知見・計・守る・知ろしめす等の語、衣で覆う・頂を撫でる等の表現に注目する必要があると思われるが、本稿ではまず法華經においてこの問題がどのように説示されているかを一瞥し、ついで聖人初期の遺文を中心に検討して、右に例示したような仏天擁護觀が発表されるに至る経過について、またその思想的背景・論理構造等について考えてみたい。

## 二 法華經の仏天擁護觀

法華經にみられる行者の加護についての主な説示を列

挙すれば次のごとくである。

第三譬喩品では、

今此三界、皆是我有、其中衆生、悉是吾子、而今此  
処、多諸患難、唯我一人、能為救護(5)  
と、釈尊は三界の主であり、父であり、衆生を救護した  
もう唯一の大導師であると示されている。

滅後の法華經受持を勧奨する第十法師品では、  
已說、今說、當說。而於其中、此法華經、最為難  
信難解。(中略)而此經者、如来現在、猶多怨  
嫉。況滅度後(6)。

と、法華經は一切經中最も信解しがたく、仏の滅後には  
在世にまさる多くの怨嫉があるとされる。その次下に、  
如来滅後、其能書持、読誦供養、為佗人說者、如  
来則為、以衣覆之。又為佗方、現在諸仏、之  
所護念。是人有大信力、及志願力、諸善根力。  
當知是人、与如来共宿。則為如来、手  
摩其頭(7)。

と、この怨嫉多き如来の滅後に難信難解の法華經を自他  
に行ずる者は、釈尊に衣で覆われ、その頭を摩でられ、  
諸仏に護念されること得、この人は如来と共に宿すもの  
であると説かれている。また同品では、説法者が刀杖瓦

石の難に値わんとすれば、釈尊は変化の人を遣わしてこ  
れを衛護したもうとも示されている。

第十三勸持品では、藥王等八十万億那由他の菩薩が滅  
後濁世における不惜身命の弘經を誓言するにさいし、  
唯願世尊。在於陀方、遙見守護(8)。  
と、釈尊の守護を請うたことがみえている。

同じく滅後の修行のあり方を説く安樂行品第十四では、  
諸天昼夜、常為法故、而衛護之。能令下聽者、  
皆得歡喜。所以者何。此經是一切、過去未來  
現在、諸仏神力、所護故(9)。  
天諸童子、以為給使、刀杖不加、毒不能害  
(10)。

と、諸天が聴法のために法華經の行者に随侍、給使し、  
これを衛護することが説かれ、それは法華經が十方三世  
一切諸仏に護念される経なるゆえとされている。  
第十九法師功德品では、

梵天王魔王、自在大自在、如是諸天衆、常來至  
其所、諸仏及弟子、聞其説法音、常念而守護  
或時為現身(11)。

と、清淨の舌根をもって法を説く者の前に、諸天・諸仏  
菩薩は來至してこれを守護したもうと示されている。

第二十三薬王品では、諸仏が法華經の受持者を讚歎したもう一節に、

善男子。百千諸仏、以神通力、共守護汝(12)。と見えている。

第二十六陀羅尼品では、薬王菩薩・勇施菩薩・毘沙門天王・持国天王および十羅刹女・鬼子母神が、それぞれ神呪を説いて、

世尊。我等亦欲擁護、讀誦受持、法華經者、除其衰患(13)。

等と、行者擁護を誓願したことが記されている。

最後の第二十八普賢菩薩勸発品では、まず仏滅後に法華經を得るため成就すべき四法の第一に「諸仏に護念せらるることを為(14)る」ことが挙げられている。そして

爾時普賢菩薩、白仏言。世尊。於後五百歳、濁世中、其有受持、是經典者、我当守護、除其衰患、令得安穩、使無伺求、得其便者(15)。

等と、普賢菩薩が後五百歳の法華經の行者の守護を誓つて神呪を説いたことが記され、また、

我当以神通力、守護能受持、普賢菩薩名者(16)。

と釈尊御自ら普賢菩薩を信ずる者を神力をもって守護したもうと述べられている。さらに

若有受持讀誦、正憶念修習書寫、是法華經者。当知是人、則見釈迦牟尼仏。如下從仏口、聞此經典。当知是人、供養釈迦牟尼仏、当知是人、仏讚善哉。当知是人、為釈迦牟尼仏、手摩其頭。当知是人、為釈迦牟尼仏、衣之所覆(17)。

と、法華經を受持する者は釈尊を見奉り、釈尊の声を聞き奉り、釈尊を供養し奉ること、および釈尊に讚歎され、頭を撫でられ、衣で覆われることを得る、として釈尊の加護が説かれている。

以上のように、法華經の中にはしばしば教主釈尊をはじめとする諸仏・諸菩薩・諸天が滅後の法華經の行者を守護することが説かれているのである(18)。

ところで寿命品の偈には  
一心欲見仏、不自信身命、時我及衆僧、俱出靈鷲山(19)。  
諸有修功德、柔和質直者、則皆見我身、在是而説法(20)。

と、本仏釈尊と滅後の衆生とが相互の慈悲・神力、恋

慕・渴仰によってあい見えることが示され、また神力品の偈には、

能持<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>、則<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>已<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>我<sup>ヲ</sup>、亦<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>多<sup>宝</sup>仏<sup>及</sup>諸<sup>分</sup>身<sup>者</sup>、  
又<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>我<sup>今</sup>日<sup>教</sup>化<sup>諸</sup>菩<sup>薩</sup>、能<sup>持</sup>是<sup>經</sup>者、  
令<sup>ニ</sup>我<sup>及</sup>分<sup>身</sup>滅<sup>度</sup>多<sup>宝</sup>仏<sup>一</sup>、一<sup>切</sup>皆<sup>歡</sup>喜<sup>上</sup>、十<sup>方</sup>現<sup>在</sup>仏<sup>并</sup>過<sup>去</sup>未<sup>來</sup>、亦<sup>見</sup>亦<sup>供</sup>養、亦<sup>令</sup>得<sup>歡</sup>喜<sup>一</sup>、  
(21)。

等と、釈迦・多宝・十方三世の諸仏・諸菩薩と滅後の衆生とが、法華經の付属・受持を通してあい見え、ともに歡喜しあう姿が描かれている。このような見仏の世界に本門の成仏觀があるのであり、処々に説かれる加護ということも、かかる感應道交の世界の一面であると見るともできよう。

さらに、かかる説示が法師品以下の滅後の流通を勸奨する段にみられることに注目しなければならぬ。つまり法華經における仏天の行者擁護とは、「況滅度後」の末代惡世における「難信難解」の法華經の流通を護り扶けるといふことであって、それは本仏釈尊の一切皆成の本願に基づく衆生教化の重要な一還として考えられるものである。

さて日蓮聖人は、このような宗教的世界をいかに受容

されたのであろうか。

### 三 『守護国家論』における善知識論と外護の論理

すでに渡辺宝陽氏が指摘されているように(22)、日蓮聖人は正元元年、法然浄土教破折のために著された『守護国家論』の大文第五に悪知識・善知識について論じ、末代凡夫の眞の善知識は法華經であることを明かす段に、「釈迦・多宝・十方諸仏・普賢菩薩等、我等善知識也」として、法華經の仏・菩薩の加被を説かれている。これが聖人の仏の加護に関する最初の発言であろうが、私見によれば、この論述の中に聖人の仏天擁護觀が論理的に示されているのではないか、さらにこの論述の背景には、一方で天台止觀修行において、一方で法然浄土教において、それぞれ善知識や仏・菩薩の外護ということが重視されていたことがあったのではないかと思われる。

まず天台教学についてみると、天台大師の『摩訶止觀』では第六方便・第一具五縁の第五に(つまり二十五方便の一つとして)、「善知識」があげられている(23)。大師は善知識は得道の全因縁を具足するとして、まずその重要性を指摘し、これに、(一)外護(所須を管理して行者を養う人)、(二)同行(互いに切磋琢磨する伴侶)、(三)教

授（般若・方便に通達し行者に示教する指導者）の三種がある。そして、(一)威光覆育する仏・菩薩を外護に、(二)入道の門たる六度・道品を同行に、(三)諦理にして諸仏の師たる法性・實際を教授にそれぞれ配当し、これが「観心の善知識」であるとされる。ここにおいて（つまり威光をもって行者を覆育したもう仏・菩薩が、観心の外護の善知識とされている点に）、善知識の問題と仏の加護の問題との密接な関連が想定されよう。

さて天台大師はさらに右の三種の知識が、おのおの三義を具して九種の善知識があることを論じ、またこれを理事・三諦に約して釈し、最後に善知識に真偽二種ありとして、別教の知識は行者を化城に誘引する善知識魔であつて、「円教三種方は真善知識」と結ばれる。

この論述のうち日蓮聖人がとくに注目されたと思われるのは、九種の知識の第七の、教授（法性・實際）に外護（仏・菩薩）を具す（法性が即ち外護である）とする論である。これについて『摩訶止観』では、

法性亦具三義。境是所師、冥熏密益、即是外護。(24)。

妙楽大師の扶釈『止観輔行伝弘決』では、  
自非内熏、何能生悟。故知。生悟力在真如。

故以冥熏為外護也(25)。

と記されている。いわゆる内熏外護の法門であり、後にみるごとく右の『弘決』の文を日蓮聖人は『守護国家論』に引用されるのである。

つぎに法然浄土教における善知識、仏・菩薩の加護の重視ということについては、例えば法然の主著であり、『守護国家論』の破折の対象であつた『選択本願念佛集』についてみると、第十五に「六方諸仏護念念仏行者之文」の一章を立て、唐の善導の『観念法門』と『往生礼讚』によりながら諸仏・諸菩薩が念仏の行者を昼夜に護念することを、

若称礼阿弥陀仏願往生彼国者、彼仏即遣無数化仏無数化観音勢至菩薩護念行者。復与前三十五菩薩等二百重千重圍遶行者、不問行住坐臥一切時处、若昼若夜常不離行者。(26)。

等と述べ、かかる念仏の勝益を憑むべきことを主張している。さらにこれに続けて「観念法門云」として、  
常念阿弥陀仏及二菩薩、観音勢至常与行人作勝友知識随逐影護(27)。

と、弥陀三尊が念仏の行人の善知識となつて随逐影護することが述べられている。

また第七撰取章では、同じく善導の『観無量寿経疏』卷三定善義に説かれる三縁（親縁・近縁・増上縁）について述べ、

衆生願<sup>スレハ</sup>見<sup>レ</sup>仏<sup>ト</sup>、仏即<sup>シテ</sup>念<sup>ニ</sup>現<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>目前<sup>ニ</sup>（28）。

等と、衆生と仏との感応道交を明かしている。

このように他力本願を旨とする善導や法然の浄土教においては、臨終の仏・菩薩の来迎とともに、平生における仏・菩薩の護念・影護や、現世における見仏聞法ということが盛んに主張されているのである（29）。

このような現生利益としての仏天の加護については弟子の親鸞になると一層強調されるに至るのであるが（30）それはさておき日蓮聖人はおそらく以上二つのことを踏まえられた上で『守護国家論』大文第五の論述を展開されたのであろう。

すなわち聖人はここで、まず受け難き人身を受け値い難き仏法に値うことを得た我等は、法然等念仏の悪知識によって悪道に墮すことを恐れ、真実の善知識に随順して生死を離れることを期すべきである、仏の在世から遠く隔てられ、聖賢の値遇にも漏れた末代の我等にとつては、法・経巻としての法華経こそが真実の善知識である、とされる。そして法華経を知識と頼むことにより、法華

経の仏・菩薩を知識とすることができるとを次のように述べられる。

又云、若有<sup>セ</sup>受<sup>ニ</sup>持<sup>シ</sup>誦<sup>シ</sup>正<sup>ニ</sup>憶<sup>シ</sup>念<sup>シ</sup>修<sup>シ</sup>習<sup>シ</sup>書<sup>ハ</sup>寫<sup>ス</sup>（スルコト）  
是<sup>レ</sup>法華<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>、當<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>是<sup>レ</sup>人<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>見<sup>ル</sup>佛<sup>ト</sup>、如<sup>シ</sup>下<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>佛<sup>ト</sup>口<sup>ニ</sup>聞<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>典<sup>ヲ</sup>。當<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>是<sup>レ</sup>人<sup>ハ</sup>供<sup>ニ</sup>養<sup>ス</sup>佛<sup>ト</sup>、如<sup>シ</sup>下<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>佛<sup>ト</sup>見<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>文<sup>ヲ</sup>、法華<sup>ノ</sup>經<sup>ハ</sup>、佛<sup>ノ</sup>取<sup>リ</sup>入<sup>ル</sup>滅<sup>ス</sup>、信<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>前<sup>ニ</sup>雖<sup>モ</sup>為<sup>レ</sup>滅<sup>ス</sup>後<sup>ニ</sup>佛<sup>ト</sup>在<sup>ル</sup>世<sup>也</sup>。又云、若<sup>シ</sup>我<sup>レ</sup>成<sup>シ</sup>佛<sup>ト</sup>、滅<sup>ス</sup>度<sup>ノ</sup>之<sup>後</sup>於<sup>テ</sup>十<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>土<sup>ニ</sup>有<sup>ラ</sup>下<sup>ニ</sup>說<sup>ク</sup>法華<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>一<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>、我<sup>レ</sup>之<sup>塔</sup>廟<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>聽<sup>ク</sup>是<sup>レ</sup>經<sup>ヲ</sup>、故<sup>ニ</sup>涌<sup>シ</sup>現<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>、為<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>證<sup>明</sup>。此<sup>ノ</sup>文<sup>意</sup>我<sup>レ</sup>等<sup>唱</sup>法華<sup>ノ</sup>名<sup>号</sup>、多<sup>ク</sup>寶<sup>如</sup>來<sup>ノ</sup>本<sup>願</sup>故<sup>必</sup>來<sup>ル</sup>。又云、諸<sup>ノ</sup>佛<sup>在</sup>於<sup>ニ</sup>十<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>世<sup>界</sup>、說<sup>ク</sup>法<sup>尺</sup>還<sup>シ</sup>集<sup>メ</sup>一<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>。釈迦<sup>・</sup>多<sup>ク</sup>寶<sup>・</sup>十<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>佛<sup>・</sup>普<sup>賢</sup>菩<sup>薩</sup>等<sup>ハ</sup>、我<sup>レ</sup>等<sup>善</sup>知<sup>識</sup>也。（二二三〜四頁）

すなわち、まず前項でみた勸発品の法華経を受持することは釈尊を見奉り釈尊の声を聞き奉り釈尊を供養し奉ることである云云の一節を引いて、法華経は即ち釈尊と等しいのであるから、法華経を信ずる者の前には滅後たりとも釈尊は在前される、と述べられる。さらに宝塔品を引いて、多宝如来・十方分身諸佛・普賢菩薩等も釈尊と同様に、法華の名号を唱うる者の前に姿を現わし、善知識となつて我等を外護し善導したもう旨を示されるの

である。

さらに聖人は、これに続けて爾前権經およびその仏・菩薩が善知識たり得ないことを主張される。まず、

我等常没一闍提凡夫欲信法華經為顯仏性先表也。故妙樂大師云、自非内薰何能生悟。故知、生悟力在真如、故以冥薰為外護也。(一一二四頁)

と、先にみた妙樂大師「弘決」の内薰外護の一節を引いて(31)、内側からの真如の薰習・仏性の開發がなければ悟はありえなく、外側からの仏の働きかけを感ずることのできない(32)、とし、その上で、

自法華經外四十年諸經無十界互具。不説十界互具不知内心仏界。不知内心仏界不顯外諸仏。故四十年權行者不見仏。設雖見仏見他仏也。二乘不見自仏故無成仏。爾前菩薩亦不見自身十界互具不見一乘界成仏。故衆生無辺誓願度願不満足。故菩薩不見仏。凡夫亦不知十界互具故不顯自身仏界。故無阿弥陀如来来迎無諸仏如来加護。譬如盲人不上見自身影。(一一二四頁)

と、爾前権經は十界互具を説かないゆえに内心の仏界を

知らない、ゆえに外の諸仏も顯れることなく、仏に見えることもできない(33)、したがって二乗の成仏もなく菩薩の誓願も満足しない、凡夫もまた同様であって自身の仏界が顯れないのであるから、恃むところの弥陀の来迎も諸仏の加護もありえないこと盲人の自身の影を見ざるがごとくである、と述べられる。そして

今至法華經開九界仏界故四十年菩薩・二乗・六凡始見自身仏界。此時此人前始立仏・菩薩・二乗。此時一乘・菩薩始成仏凡夫始往生。是故在世滅後一切衆生誠善知識法華經是也。(一一二五頁)

と、十界互具を説き明かす法華經に至ってはじめて九界の衆生は自身の仏界を知り、眼前の聖衆の応現を見ることができ、これによつてはじめて往生・成仏が可能となった、ゆえに一切衆生の誠の善知識は法華經である、と結論を下されるのである。

以上のように聖人は本書の善知識論の展開の中で、法華經を善知識とする行者が釈迦・多宝・十方分身諸仏等の外護を得るものであること(34)、および他力本願の淨土教をはじめ内心の仏界を説かない爾前権經の行者の頼むところの仏の来迎や加護が有名無実であることを論証された。かかる論述が聖人最初期の著作にみられること、



およびその論理の基盤が聖人教学の根幹である十界互具論に置かれていたことが注目されよう。聖人にとっては、ここで問題とした加護ということも、成仏も、往生も、仏性も、本尊も、全て十界互具・一念三千の原理によらないものはことごとく有名無実であったのである(35)。

#### 四 値難体験と仏天擁護観の展開

前項の考察のように、聖人はその活動の初期より仏の加護についての明確な論理をもっておられたものと思われる。また同じ『守護国家論』にその述作の抱負を語つて、

予為<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>仏弟子<sub>一</sub>分<sub>ニ</sub>造<sub>リ</sub>此書<sub>ヲ</sub>顯<sub>ニ</sub>謗法失<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>布世<sub>一</sub>  
間<sub>一</sub>願<sub>クハ</sub>十方<sub>ノ</sub>仏陀<sub>於</sub>此書<sub>ニ</sub>副<sub>ヘ</sub>力<sub>ヲ</sub>令<sub>メ</sub>止<sub>メ</sub>大惡<sub>ノ</sub>法<sub>ヲ</sub>流<sub>ス</sub>  
布<sub>一</sub>救<sub>中</sub>一切<sub>ノ</sub>衆生<sub>之</sub>謗法<sub>上</sub>。(一一九頁)

と述べておられることにより、聖人が仏弟子の自覚と、十方の仏陀の加被の確信の下に、不惜身命の伝導を敢然と決意されたことが知られる。

ところで周知のように聖人の弘教活動は迫害・弾圧の連続であり、とくに文永八年の龍口・佐渡の法難は、聖人の身命と教団の存亡に及ぼんとするものであった。このような値難体験を重ねる中で、聖人とその門下にとつ

て仏天による行者の守護ということとは、現実的な切実な問題として意識されるに至り、大きな展開をみせることになるのである。

聖人は文永九年二月、流謫地佐渡で著された『開目抄』において、法華經色読の法悦と法華經の行者の自覚を発表され、同時に二乗作仏論・久遠実成論を展開させながら独自の行者擁護の論理と確信を披瀝された。

すなわち、諸天善神は法華經の会座において行者守護の誓言を捧げている、また諸大乘經にさらわれた二乗は法華經に至ってはじめて成仏できたのであるから、法華經の行者が難に値えば報恩の守護をなす責務がある、さらに法華經列座の諸尊はいうにおよばず諸經諸宗の仏・菩薩・人天等もことごとく寿命品の本仏釈尊の弟子・眷属であり、彼らの眞の得道は法華經によるのである、したがって、

法華經の諸仏・菩薩・十羅刹、日蓮を守護し給<sub>上</sub>、  
浄土宗の六方諸仏・二十五菩薩、眞言宗の千二百等、  
七宗の諸尊・守護善神、日蓮を守護し給<sub>べし</sub>。(五一頁)

と、一切の諸仏・諸菩薩・諸声聞・諸天善神は、法華經の行者たる日蓮を守護したものである、というもので

ある(36)。宮崎英修氏が指摘されているようにこの考えは「聖人の生涯をつらぬく不動の信念」であった(37)。

しかしながら一方で、

但世間の疑といひ、自心の疑と申、いかでか天扶給ケケハざるらん。(中略)其義なきは我身法華經の行者にあらざるか。此疑は此書肝心、一期の大事なれば、処々にこれをかく上、疑を強くして答をかまうべし。

(五六一頁)

と述べられているように、現実に守護の証が少しもみられないのはいかなるわけか、日蓮が法華經の行者でないからなのか、という自他の強い疑問があり、この問題の解決が本書における重要な課題の一つとされていたのである。

聖人は本抄の正宗分とみられる段の最後にこれについての最終的な解答を示される。まず、

謗法の世をば守護神すて、去、諸天まほるべからず。かるがゆへに正法を行スルものにしるしなし。還て大難に値べし。(六〇一頁)

と、『立正安国論』以来の善神捨国論によって行者守護の証のない理由を示される。ところが、聖人はこれに続けて、

詮ずるところは天もすて給、諸難にもあえ、身命を期とせん。(六〇一頁)

と述べ、以下、有名な三大誓願、転重軽受の法門、一念三千の成仏等を説き、

我並ヒト我弟子諸難ありとも疑心なくわ自然に仏界にいたるべし。天の加護なき事を疑はざれ。現世の安穩ならざる事をなげかざれ。(中略)我法華經の信心をやぶらずして、靈山にまいりて返てみちびけかし。(六〇四―五頁)

等と述べられる。つまり所詮は天の守護・現世の安穩などは問題ではなく、それよりも一念三千の珠を抱く法華經の信心を全うして法難に殉じれば、無始の重罪を一生に消滅して必ず成仏できるのであるから、それをこそ願うべきだとされるのである。

『開目抄』では、このように最終的に来世成仏の確信・法悦によって現世の問題を超越すべき立場をとられたのであるが、仏天守護の問題は、なお真実の法華經の行者たらんとされる聖人御自身にとっても、同様に弾圧を受け流謫地の聖人の安否を気づかう門下にとっても重要であったものとみえ、聖人は後の遺文においても度々このことに触れられている。

本抄より二月後の四月十日、富木常忍へ宛てた短文の書状（『富木殿御返事』）では、値難の法悦・殉教の覚悟が簡潔に述べられるとともに、とくにこのことが主題とされ、

粗勘<sup>ヘ</sup>見<sup>ル</sup>ニ<sup>テ</sup>經文<sup>ニ</sup>日蓮<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>法華<sup>ノ</sup>經行者<sup>ノ</sup>事無<sup>キ</sup>疑歟<sup>ト</sup>。但于<sup>レ</sup>今不<sup>ル</sup>蒙<sup>ル</sup>天<sup>ノ</sup>加護<sup>ヲ</sup>者、一<sup>ニ</sup>者諸天<sup>ノ</sup>善神去<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>惡國<sup>ニ</sup>故歟。二<sup>ニ</sup>者善神不<sup>レ</sup>味<sup>ハ</sup>法味<sup>ニ</sup>故無<sup>キ</sup>威光<sup>ノ</sup>勢力<sup>ニ</sup>歟。三<sup>ニ</sup>者大惡鬼入<sup>リ</sup>三類<sup>ノ</sup>之心中<sup>ニ</sup>梵天<sup>ノ</sup>帝釈<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>ハ</sup>力歟等。  
(六一九頁)

と、御自身が法華經の行者たるの確信に立った上で、諸天不守護の疑問に対し三つの理由を示して解答とされている。ところでこの続きに「一々証文道理追可令進候。」とみえるが、次の五月五日付で同じく富木常忍へ宛てて門下に触れ示すよう指示された『真言諸宗違目』がこれに当ると思われる。

すなわち題名の示す通り真言等の諸宗と法華の違目等を論じた本書においても聖人は、「汝<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>法華<sup>ノ</sup>經行者<sup>ノ</sup>何天<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>守護<sup>セ</sup>汝<sup>ニ</sup>乎。」と問を立てられる。聖人は、これに答えて、まず当今は梵釈四天と戦う大阿脩羅王が禪・念仏・律宗等の棟梁の心中に入り、次第に国王・国中の人々に遷り入つて賢人を失っている、と先の書状で示さ

れた三番目の理由を詳述し、さらに

如<sup>キ</sup>是<sup>ノ</sup>大惡<sup>ノ</sup>梵<sup>ノ</sup>積<sup>ノ</sup>猶難<sup>レ</sup>防<sup>キ</sup>歟。何況<sup>ニ</sup>日本<sup>ノ</sup>守護<sup>ノ</sup>少神<sup>ヲ</sup>也。但非<sup>レ</sup>地涌<sup>ノ</sup>千界<sup>ノ</sup>大菩薩<sup>ノ</sup>・釈迦<sup>ノ</sup>・多宝<sup>ノ</sup>・諸仏<sup>ノ</sup>之御加護<sup>ニ</sup>者難<sup>キ</sup>叶<sup>ヒ</sup>歟。日月<sup>ノ</sup>四天<sup>ノ</sup>明鏡<sup>也</sup>。諸天<sup>ノ</sup>定<sup>メ</sup>知<sup>リ</sup>日蓮<sup>ノ</sup>歟。日月<sup>ノ</sup>十方<sup>ノ</sup>世界<sup>ノ</sup>明鏡<sup>也</sup>。諸仏<sup>ノ</sup>定<sup>メ</sup>知<sup>リ</sup>日蓮<sup>ノ</sup>歟。一<sup>ニ</sup>分<sup>モ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>疑<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>。但先<sup>ニ</sup>業未<sup>レ</sup>尽<sup>キ</sup>也。日蓮<sup>ノ</sup>当<sup>レ</sup>流罪<sup>ニ</sup>者教<sup>ニ</sup>主<sup>ニ</sup>釈尊<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>衣履<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>歟。去年<sup>ノ</sup>九月<sup>ノ</sup>十二<sup>ノ</sup>日夜<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>脱<sup>レ</sup>虎口<sup>ノ</sup>歟。必<sup>ニ</sup>仮<sup>ニ</sup>心<sup>ノ</sup>固<sup>ニ</sup>神守<sup>ノ</sup>即強<sup>シ</sup>等<sup>ハ</sup>是<sup>也</sup>。汝等<sup>ノ</sup>努<sup>ル</sup>勿<sup>レ</sup>疑<sup>フ</sup>、決定<sup>シ</sup>無<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>疑者<sup>也</sup>。(六四〇―一頁)

と、従来の疑問に対する明確な解答を示して門下の動揺を強く誠めておられるのである。

ここに聖人の仏天擁護觀の大きな展開をみることできよう。第一には悪鬼充滿する謗法の世において法華經の行者を加護するのは、諸天善神ではなく、地涌千界の大菩薩、釈迦・多宝・十方の諸仏でなければならぬという考えが表明されていること。第二にはそれまでの諸書では守護の証がないとされていたのに対し、ここでは龍口の首の座を脱れたこと等をもって教主釈尊の守護の現証であると、つまりすでに加護を蒙っているとされていることである。なお聖人は佐渡配流をも仏天加護の証と感じておられたことも確かで、本書の端書では、藤河

入道は去年流罪となつていたら今年横死に値うことはなかつたろうから、この事をもつて流罪が赦されぬのは「定めて天が之を抑」えていと知るべきで、軽率な赦免運動などしてはならないと述べられている（六三八頁）。また後年の『四条金吾殿御返事』では、日蓮がもし流されずして鎌倉に留まつていたら文永九年二月の北条時輔の乱の混乱に乗じてきつと打殺されていたらうから、流罪は「釈迦仏の御計」に違いないと述べられている（一三六三頁）。

さて聖人は、ここで仄めかされた善神捨国・悪鬼充滿の謗法の世は地涌の菩薩・三仏によつてこそ救済されるという考えを、文十年四月二十五日の『観心本尊抄』で具体的に示された。すなわち三仏の勅命を蒙つた地涌の菩薩が末法に出現し、付属の要法たる妙法蓮華經の五字を一閻浮提の衆生に授与して成仏せしめるというものである。そして周知のごとくこれ以降の諸書において、御自身が地涌の任い手たるの自覚と自負を表明されるのであるが、一方で地涌の菩薩の加護についての言及もみえはじめられる。

すなわち『本尊抄』の結語には、  
不<sub>レ</sub>識<sub>二</sub>一念三千<sub>一</sub>者<sub>ニ</sub>、<sub>ニ</sub>ハ<sub>一</sub>起<sub>二</sub>大慈悲<sub>一</sub>、<sub>ニ</sub>五字<sub>ノ</sub>内<sub>ニ</sub>裏<sub>二</sub>此

珠<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>末代幼稚頸<sub>一</sub>。四大菩薩守<sub>二</sub>護<sub>一</sub>。此人<sub>一</sub>、  
大周公撰<sub>二</sub>扶成王<sub>一</sub>、四皓侍<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>惠帝<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>異<sub>ナ</sub>者也。  
(七二〇頁)

と、本仏釈尊から譲られる妙法五字を受持する末代幼稚の者に対し、地涌千界の上首である四大菩薩は、古の賢臣が幼帝を撰扶したごとくに、これを守護したもうのであると述べられている。

同年閏五月十一日の『顕仏未来記』では、国土に謗法充滿し悪鬼跳梁する末法の世相を叙し、この時において、  
諸天善神並<sub>ニ</sub>地涌千界等菩薩守<sub>二</sub>護<sub>一</sub>法華行者<sub>一</sub>。此人<sub>一</sub>、  
得<sub>二</sub>守護之力<sub>一</sub>以<sub>テ</sub>本門<sub>ノ</sub>本尊<sub>ノ</sub>妙法蓮華經<sub>ノ</sub>五字<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>廣<sub>ニ</sub>宣<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>布<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>閻浮提<sub>一</sub>歟。(七四〇頁)

と、法華經の行者が諸天善神と地涌千界の菩薩の守護の力を得て、本門の法華經を廣宣流布せしめるのであると述べられている。

身延入山草々の『法華取要抄』（文永十一・五・二四）の結文では同様に地涌出現の世相が述べられるも、それまでの「地涌千界」「四大菩薩」といった表現が、「上行等聖人」（八一八頁）に収約されているのが注目されるが、翌文永十二年二月十六日の『新尼御前御返事』では、  
而<sub>ニ</sub>日蓮上行菩薩<sub>一</sub>にはあらねども、ほほ兼てこれを

しれるは、彼の菩薩の御計<sup>ラヒ</sup>かと存て、此二十余年  
が間此を申<sup>ス</sup>。(八六八頁)

と、聖人の二十余年の法華經弘通は、上行菩薩の計らい  
によるものであると述べられている。

さらに翌建治元年六月の『撰時抄』では、同様に往年  
の弘教をふりかえり、

此の三の大事は日蓮が申<sup>シ</sup>たるにはあらず。只偏に釈  
迦如来の御神我身に入<sup>リ</sup>かわせ給<sup>ヒ</sup>けるにや。我身<sup>カ</sup>な  
らも悦び身にあまる。法華經の一念三千と申<sup>ス</sup>大事の  
法門はこれなり。(一〇五四頁)

と、三度の国家諫曉は釈尊の御神が我が身に入り代つて  
なさしめたのであり、これこそが一念三千の法門である  
と述べられる。一方、本抄の結語では、

日本国にして此法門を立<sup>テ</sup>は大事なるべし<sup>云云</sup>。靈山  
浄土教主釈尊・宝浄世界の多宝仏・十方分身諸仏・  
地涌千界の菩薩等、梵釈・日月・四天等、冥に加し  
顕に助<sup>ケ</sup>給はずば、一時一日も安穩なるべしや。(一  
〇六一頁)

と、当世日本国における法華經の広宣流布は、教主釈尊  
をはじめ法華經の諸仏・諸菩薩・諸天の加被・助勢によ  
るものであり、でなければ一時も、叶いがたいものとさ

れている。

そして同年七月十二日の『高橋入道殿御返事』では、  
諸經は行ずる人はありとも、守護人なければ利生あ  
るべからず。諸仏の名号は唱<sup>ル</sup>ものありとも、天神こ  
れをかごすべからず。(一〇八五頁)

此時上行菩薩の御かびをかほりて、法華經の題目南  
無妙法蓮華經の五字計<sup>リ</sup>を一切衆生にさづけば、……  
(一〇八五頁)

と、末法には迹化の菩薩たちは皆本国へ還ってしまった  
いるゆえ、仏天の加護のない余經は利生もなく流布する  
こともない、ただ上行菩薩の加被を蒙った法華經の行者  
が法華經の題目を弘めるばかりである、と述べられてい  
る。

さらに建治三年六月の『下山御消息』では前掲のよう  
に、滅後に法華經を弘める者を釈尊・諸仏は守護したも  
うと説かれた法師品の文が真実であることを確かめるた  
めに、退転なく弘教に励んできた、として三仏の加護を  
述べておられるのである。

以上のようにみてくると、聖人の仏天擁護観が仏使・  
導師の自覚の深まりとともに展開している様相が明らか  
であろう。つまり『開目抄』の時点では、日蓮は法華經

の行者として法華経を弘めるのであるから、法華経擁護の諸天善神はこれを守護しなければならない、という意味あいであったのが、日蓮は本仏釈尊から付属を受けた地涌の菩薩として三仏の本願を末法に体現するものであるから、かの仏・菩薩は当然これを加護したものである、というふうに変化してきているのである。また、いうところの加護を蒙るとは、迫害を受けず法難に値わないうことではなく、難を忍び弘教を全うする力を与えられるという意味であることも明らかであろう。

ところで、このような仏や菩薩の加護の確信が、いわゆる上行自覚や己心釈尊の法悦と同時に語られていることが注目される。おそらく聖人にとっては、仏や菩薩が凡身に入り代って力を發揮することと、外から加被を加えて弘教を扶けるといふことは、同じことであったのではないか。この点は『守護国家論』に示されていた、内心の仏界と外の諸仏は別々のものでないとする内薫外護の論理と共通するものであり、九界と仏界は相互に具足しあうとする十界互具の原理<sup>(38)</sup>に帰結するものといえよう。つまり聖人は捨身弘教の実践的場面においても、仏や菩薩の实在を常に内在的・超越的両面において信認されておられたのである。

なお佐前最後の遺文とされる『寺泊御書』（文永八年十月二十二日）には、

日蓮八十万億那由他諸菩薩為二代官申之。彼諸菩薩請加被者也。（五一五頁）

とあり、この一節は聖人の上行自覚の発展課程を示すものとして注目されているが、ここにおいても自ら菩薩の任を任うという自覚と菩薩の加被を請けるといふ安心が同時に披瀝されている点にも注目する必要がある。

##### 五 消息にみられる仏・菩薩の加護

以上のように聖人の行者擁護観の変遷をみると、文永九年五月五日の『真言諸宗違目』が一つの転機となっていることがわかるが、同時にこの時点を契機に聖人の個人的な消息の中にも仏天守護の安心が頻繁に語られるに始めることにも気づく。すなわち聖人は同年同月二十五日の『日妙聖人御書』において冒頭でみたような教示をされたのである<sup>(39)</sup>。ここにみられる三仏の守護ということについてはすでに『守護国家論』に説かれていたところではあった。しかしそれはなお一般論としてであり、善知識としての三仏・普賢菩薩等の外護を蒙る「我等」は「機」としての立場にとどまるものであった。聖人は

値難体験を通して「師」の立場に立つ自身に対する救済者（末法という時代社会全体の）としての三仏や地涌の菩薩の加護を実感されたのであり、かかる立場より『日妙聖人御書』のような教示がなされはじめたのではないかと思うのである。

さて聖人はこれ以降、各地の檀越へ宛てた多くの書状の中で様々な表現をもって仏の加護を説かれるのであるが、これについての検討は今後の課題として、ここでは、法華経および日蓮聖人の宗教の上に、仏の加護ということが少なからぬ位置を占めていたこと、聖人は内薫外護・十界互具論に基づき、このことの論理的な根拠を浄土教否定の論証課程の中で早くから明確に提示されておられたこと、そして聖人は法華経弘通の実践とそれに伴う値難体験を通して仏や菩薩の加護の必要性とその現証とを確かめてゆかれ、その確信に基づいて檀越に仏天擁護の安心を説示されたのであろうこと等を確認するにとどめたい。

註

文中引用の日蓮聖人遺文は『昭和定本日蓮聖人遺文』により、（一）内にその頁数を示した。

（1）宮崎英修著『日蓮宗の祈禱法』、同稿「遺文における『法華経』の語義について」（宮崎英修・茂田井教亨編『日蓮聖人研究』所収）、池上尊義稿「日蓮における十羅刹女信仰の位置」（日本名僧論集第九卷『日蓮』所収）、上田本昌稿「日蓮聖人の神祇観」「日蓮聖人と守護神信仰」「日蓮聖人における現生利益の問題」（同著『日蓮聖人における法華仏教の展開』所収）、中条暁秀稿「宗祖と守護神」（『棲神』五〇号所収）、佐々木馨稿「日蓮における神祇観の変遷について」（『秋大史学』二〇所収）、同稿「日蓮の思想構造」（『研究年報・日蓮とその教団』第一集所収）、伊藤寛仁稿「日蓮聖人における守護の一考察」（『日蓮教学研究所紀要』九号所収）、高木豊稿「鎌倉仏教における〈神〉の観念」（同著『鎌倉仏教史研究』所収）、等。

（2）日蓮宗現代宗教研究所『所報』第四号所収。

（3）『大崎学報』第一二五・六合併号、日本名僧論集第九卷『日蓮』所収。

（4）加護・守護・擁護・加被等の用語について、本稿では特に区別せず用いた。が、『神国王御書』に「仏の加護と申、神の守護と申、……」（八八二頁）とあるにより、題名を「仏の加護」とした。また「まもる」はマ（目）モ（守）ルの意という（『日本国語大辞典』等）。聖人はつねに「まもる」（まぼる・まもるに同じ）と記される。

なお日蓮聖人における守護の問題は多義を含んでおり、守護の主体については、仏教の救済者としての仏や菩薩、仏

教の守護神としての諸天善神に大別され、後者には、仏教一般の守護神（梵釈等）、法華経固有の守護神（十羅刹女等）、日本国の神祇（天照・八幡等）等がある。また守護の対象については、法・行者（個人）・国土（社会）等がある。本稿では仏・菩薩の行者の守護という一面にしか触れられなかったが、当然関連する他の問題については今後を期したい。また一口に仏・菩薩といっても諸尊の間には当然違いがある。合せて今後の課題としたい。

(5) 平楽寺書店刊『縮刷妙法蓮華経並開結』一三四頁。この文は『南条兵衛七郎殿御書』（三二〇頁）をはじめ遺文中処々に引用される。（浅井円道編『法華品類日蓮遺文抄』を参照。以下同じ）

(6) 同右二五〇―二頁。

(7) 同右二五一頁。この文は前掲の『下山御消息』（但し取意・一三三二頁）、『上野殿母尼御前返事』（一八一―三頁）に引用されている。また「以衣覆之」「手摩其頭」は勸発品にもみえるが、後に掲げる『真言諸宗違目』（六四―一頁）等、遺文中数回の用例がある。なおこの次上の「已今当」「難信難解」「況滅度後」の引用例は枚挙に遑ない。

(8) 同右二九〇頁。この文の引用はみられないが、勸持品の菩薩の誓言が聖人の実践的宗教を支えていたことはいうまでもない。

(9) 同右三〇五頁。『諫曉八幡抄』（一八四―九頁）にみえる。

(10) 同右三一―一頁。『開目抄』（五九九頁）にみえる。

(11) 同右三七八頁。遺文中引用例なし。

(12) 同右四一七頁。同右。

(13) 同右四五〇頁。陀羅尼品の行者擁護観、とくに十羅刹女信仰が聖人の宗教に与えた影響は大きい。宮崎英修『日蓮宗の守護神』、注（一）の諸論を参照。

(14) 同右四六五頁。このことについては遺文では触れられていない。

(15) 同右四六五頁。『秀句十勝鈔』（二三八―〇頁）にみえる。なお初期の日蓮聖人は法華経の菩薩の中でもとくに普賢菩薩を重視し、その代表とみておられた（『守護国家論』一一〇頁・一二三頁、『唱法華題目鈔』二〇二頁）。

(16) 同右四七〇頁。この文の引用は遺文にみられない。

(17) 同右四七一頁。後に述べるように『守護国家論』に引用され、法華経即釈尊の論拠とされている。

(18) この他、第二十二囑累品では、釈尊から付属を受けた無量の菩薩が「如三世尊勅」当具奉行（同右四〇―一頁）と三度誓ったことがみえる。日蓮聖人は、これは諸菩薩のみならず法華経列坐の諸天善神の行者守護の誓状として重視されておられた（『祈禱鈔』六七―六頁、『神国王御書』八九―二頁、『種々御振舞御書』九六―九頁）。

(19) 同右三三九頁。

(20) 同右三四〇頁。

(21) 同右三九八頁。

(22) 「日蓮聖人における三仏帰命」。



(23) 会本第四の三の一六左〜二七左。『註解合編天台大師全集』摩訶止観三卷一五〜三一頁。『大正新脩大藏經』四六卷四三頁。岩波文庫『摩訶止観』上二三三〜六頁。安藤俊雄著『天台学』、関口真大著『天台止観の研究』等を参照。

(24) 会本二三丁。

(25) 同右。

(26) 『昭和新修法然上人全集』三四六頁

(27) 同右。

(28) 同右三二七頁。

(29) 善導『観念法門』では念仏の五種の利益（五種増上縁）

として、滅罪・護念・見仏（以上現生益）・撰生・証生（以上当益）を挙げている。なお『守護国家論』には「行法華經奉見普賢菩薩並多宝・十方諸仏一定易行云」（一〇頁）、「信法華經者許留仏音声時々刻々念々令聞我死由」（一一頁）等と、処々に法華經の見仏聞法の利益が説かれているが、これも加護の問題と同様、かかる浄土教の行者の志向を前提とすることなのであろう。

(30) 『教行信証』信巻の現生十種益の中に冥衆護持益、諸仏称讃益、諸仏護念益、心光常護益をあげている。また『現世利益和讃』一五首のうち一首で諸仏・諸菩薩・諸天・諸神等の守護を説いている。ちなみに源信の『往生要集』についてみると大文第二欣求浄土に第八見仏聞法楽、大文第七念仏利益に第二冥得護持・第三現身見仏が掲げられているが、仏天の行者加護についてはそれほど強調されていない

ようにみえる。

(31) 引文中の「故以冥薰為外護」は、平賀本等では「真如内薰為外護」に作る。なおこの論述の中で重要な役割りを果たしているこの文の引用は、他の遺文にはみえないようである。しかし内薰外護については『崇峻天皇御書』に、「仏法の中に、内薰外護と申大なる大事ありて宗論にて候。法華經には、我深敬汝等。涅槃經には、一切衆生悉有仏性。馬鳴菩薩の起信論には、以真如法常薰習故妄心即滅法身顕現。弥勒菩薩の瑜伽論には見たり。かくれ（隠）たる事のあらはれ（顕）たる徳となり候なり」（一三九頁）とあり、聖人がこれを重要な法門と考えておられたことがわかる。「宗論にて候」とは、「真如外薰なしといふ法相八識家と、真如に内外薰ありといふ法性家即ち撰論・三論・華嚴・天台等との諍ひ」のことであるという（『本化聖典大辞林』）。なおこの一節は、主君江馬氏が疫病に罹り謹慎中ながら治療のため出仕することになった四条金吾に対し、その心得を説く文中にみえるもので、四条氏の法華經信仰を内薰に、それによる主君の病氣平癒を、あるいは十羅刹女の加被（主君の病により出仕の機会が開け、法敵竜象房や讒言をした同僚が同じ病に倒れたと）を外護に擬したものと思われる。

(32) 日講『録内啓蒙』に先師安国院日習の説として「以衆生機感為因以仏心為縁、須知、機感内薰聖心是外護」とみえる（二二卷四七丁オ）。ここにいう内薰外護とは要す

るにこのような感応道交の意と理解したい。

(33) 「他ノ十方ノ諸仏モ自己ノ内心仏界ノ所顕ト躰達スル事ヲ知サレハ実ニ外ノ諸仏モ顕レサル義ナリ」『録内啓蒙』二二卷四八丁ウ。なお仏天の加護が行者己心の法性の顕われとすることは、『富木殿御返事』に「元品法性は梵天・帝釈等と顕れ、元品の無明は第六天の魔王と顕たり」(一五二〇頁)とみえる。

(34) 仏・菩薩を善知識と恃むべきことについては後年の『開目抄』では「所謂上行・無辺行・淨行・安立行なり。此の四人は(中略)釈迦・多宝・十方の分身を除ては一切衆生の善知識ともたのみ奉ぬべし」(五七二頁)とみえている。

(35) 『開目抄』に「一念三千の成仏にあらざれば、有名無実の成仏往生なり」(五八九頁)、『本尊抄』に「非ニ一念三千仏種ニ者有情成仏・木画ニ像之本尊有名無実也」(七一頁)等とみえる。

(36) 同年の述作とされる『祈禱鈔』にも同様な論述がみえる。

(37) 『日蓮宗の守護神』二頁。

(38) 『開目抄』に「九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備て、真十界互具・百界千如・一念三千なるべし」(五五二頁)、『撰時抄』に「一念三千は九界即仏界、仏界即九界と談ず」(一〇〇四頁)とみえる。

(39) これ以前のもの(文献的に確実なものに限る)としては文応元年の『南条兵衛七郎殿御書』に「もしさきにた、せ給はば、梵天・帝釈・四大天王・閻魔大王等にも申させ給

べし、日本第一の法華經の行者日蓮房の弟子也、とならせ給へ。よもはうしん(芳心)なき事は候はじ。(中略)但又法華經は今生のいのりともなり候なれば……」(三二七頁)等とみえるが、仏・菩薩の加護については触れられていない。